

環循適発第2008191号
令和2年8月19日

各都道府県知事 殿

環境事務次官
(公印省略)

「環境衛生週間」の実施について（通知）

標記については、本年度も例年どおり9月24日「清掃の日」と10月1日「浄化槽の日」を結ぶ期間を「環境衛生週間」と定め、別添実施要綱に基づき実施することとしましたので、貴職におかれても本行事の推進につき格段の御配慮をお願いするとともに、貴管内の市町村に対しても、本行事の趣旨を周知されますよう併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年どおりの地域コミュニティにおける清掃活動等の住民やNPO/NGO等の主体が多数参加する形式の事業実施は困難であること、また、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、家庭ごみの収集をはじめ、廃棄物処理が地域住民の生活や社会経済のために不可欠な事業であることへの理解や、その円滑な実施のための協力を得られるように留意することが重要であることを踏まえ、WebサイトやTwitter（ツイッター）等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信等、非接触型の意識啓発の推進が考えられます。

このため、本週間の趣旨に沿った事業の実施等に係る貴管内市町村及び関係団体に対する周知や協力要請等は各都道府県における個々の状況を慎重に見極めた上で御案内いただきたくお願いいたします。

○令和3年度からの「環境衛生週間」について

本年1月の全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等を通じて御説明しているところですが、令和3年度からは、本週間が10月の3R推進月間及び食品ロス削減月間に組み込まれます。これにより、現在の「1週間（9/24～10/1）」が「1箇月（10/1～10/31）」となりますが、具体的な推進方法については、今後、各地方公共団体等の御意見や御提案をお伺いしたいと考えております。

(担当)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課庶務係

TEL : 03-3581-3351 (内線) 6843

FAX : 03-3593-8263

Re-Style

限りある資源を未来につなぐ。
9. 一緒にできること。 